

品川区育休明け入園予約事業実施要綱

制定	平成20年5月19日	区長決定	要綱第81号
改正	平成21年3月31日	事業部長決定	要綱第266号
改正	平成23年11月2日	区長決定	要綱第134号
改正	平成25年3月19日	区長決定	要綱第34号
改正	平成27年4月1日	区長決定	要綱第460号
改正	平成28年11月1日	区長決定	要綱第242号
改正	平成30年9月20日	区長決定	要綱第180号

(目的)

第1条 この要綱は、育児休業を取得して乳幼児（以下「児童」という。）を養育している者（以下「保護者」という。）が、育児休業明けの職場復帰を円滑に行うために必要とする保育所への入園予約について定めるもので、就労と子育ての両立を支援し、もって保育を必要とする児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「入園予約」とは、保護者の育児休業明けの保育所への入所の円滑化を図るため、産後休暇および育児休業中に、あらかじめ行う保育所への入所の申込みをいう。

(対象者)

第3条 入園予約を行うことのできる保護者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の法令により、対象児童が1歳に達する日（誕生日の前日）以降まで、育児休業を取得する者とする。また、対象児童は出生時から品川区に住民登録があり、事業実施年度において0歳児または1歳児クラスのものとする。

(対象保育所)

第4条 入園予約を行う保育所は、品川区立保育所条例（昭和36年品川区条例第1号）に定める区立保育所のうち、別表に定める保育所とする。

(受入れ数)

第5条 入園予約の受入れ数および受入時期については、子ども未来部長が別に定める。

(申込み)

第6条 入園予約をしようとする保護者は、育休明け入園予約申込書（第1号様式）により区長に申し込まなければならない。

2 申込み期間については原則として、対象となる児童の出生月の翌月中に、別途保育課長が定める期限までとする。ただし、4月1日に出生した児童については、5月末

日を申込み期限とする。

(利用調整基準等)

第7条 利用調整基準の具体化を図るため、入園予約事業の入所選考は、「品川区保育支給認定及び保育所等利用事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）および「品川区保育所等利用調整事務取扱要領」に定める利用調整基準を準用する。

- 2 入所選考は、前項で定めた基本指数により保育の必要性を数値化（以下「指数」という。）し、その指数が高いものより順次選考する。
- 3 指数が同一の場合の順位は、次に掲げる順位による。
 - (1) 保護者の区市町村民税所得割額の合算額を基準とした「階層」の低いもの。階層とは、品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）別表第1の階層を準用する。
 - (2) ひとり親のもの
 - (3) 兄弟姉妹が認可保育所に在園しているもの
 - (4) 課税額の低いもの
 - (5) 同居の祖父母がいないもの

(利用調整)

第8条 区長は前条による申込みがあったときは、必要事項を審査し、利用調整を行う。

- 2 利用調整会議は、「品川区保育所等利用調整事務取扱要領」に定める方法を準用する。
- 3 利用調整会議は、第7条の利用調整基準により審査し、保育園入園予約選考会名簿により入園内定者の確定を行うものとする。

(結果の通知)

第9条 第8条の利用調整の結果、利用が可能（以下「内定」という。）となったときは入園予約内定通知書（第2号様式）を、入園予約を利用できないときは入園予約結果通知書（第3号様式）を申込みをした保護者に通知しなければならない。

(保育の実施期間)

第10条 保育の実施開始は、育児休業が明ける日からとする。

- 2 申込み時に申告した保育の実施開始日は、入園予約で内定した後に変更することはできない。

(内定の取消し)

第11条 区長は、入園予約により内定した児童が、入所開始日までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、入園予約の内定を取り消すものとする。

- (1) 品川区保育の実施等に関する条例施行規則（平成9年品川区規則第52号）第10条に規定する事項に該当することになったとき。
- (2) 品川区に居住の事実がなくなったとき。
- (3) 保護者の勤務先や勤務時間、育児休業に関する事項など、申込時に申告した勤務

状況等に著しい変更が生じたとき。

- (4) 心身の発達状態や障害などの理由により特別の配慮を必要とし、集団での保育が困難であると認められるとき。

附則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附則（平成21年3月31日改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年11月2日改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成25年3月19日改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成27年4月1日改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年11月1日改正）

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附則（平成30年9月20日改正）

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	名称
1	品川区立品川保育園
2	品川区立大井保育園
3	品川区立荏原保育園
4	品川区立ゆたか保育園
5	品川区立三ツ木保育園
6	品川区立西大井保育園
7	品川区立中延保育園
8	品川区立北品川保育園
9	品川区立西中延保育園
10	品川区立西品川保育園

11	品川区立東大井保育園
12	品川区立一本橋保育園
13	品川区立西五反田保育園
14	品川区立清水台保育園
15	品川区立東中延保育園
16	品川区立滝王子保育園
17	品川区立二葉保育園
18	品川区立東五反田保育園
19	品川区立南ゆたか保育園
20	品川区立南大井保育園
21	品川区立八ツ山保育園
22	品川区立東品川保育園
23	品川区立源氏前保育園
24	品川区立旗の台保育園
25	品川区立小山台保育園
26	品川区立中原保育園
27	品川区立大崎保育園
28	品川区立富士見台保育園
29	品川区立大井倉田保育園
30	品川区立荏原西保育園
31	品川区立五反田保育園
32	品川区立伊藤保育園
33	品川区立水神保育園
34	品川区立平塚保育園
35	品川区立八潮北保育園
36	品川区立八潮西保育園